

経税部
だより

税務調査・判例から 必要経費を考える

税理士 和泉 節夫

はじめに

医業の税務調査では、飲食等の交際費や厚生費が必ずと言って良いほど問題にされる。税務調査の選定にあたって、交際費等が同業種の標準的な金額を超えているため

ことがある。税理士が感情的になつたらアカンと自身に言い聞かせながらも、法に基づいて行政に携わるべき国家公務員が、税法に書いていない一方的な判断で納税者を不安に陥れることはどうして許せず、つい論争してしまうことになる。

必要経費の範囲は時代と共に拡大

戦前の所得税法では、必要経費は具体的に限定されていたのであるが、昭和22年に「収入を得るために必要な経費」という表現で、範囲がより広がったものの、昭和40年の所得税法改正で、ようやく現行法の必要経費の規定(37条)で次のように拡大されたという歴史の経過がある。

家事関連費には制約がある

法人と異なり、経済活動と消費活動を同一の事業主が行う個人事業では家事費はもとより、家事関連費でも一定の条件にあてはまる部分以外は必要経費に算入しないと特別に法定されている。

「売上原価その他収入を得るため直接に要した費用の額」及び「その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額」つまり、昭和40年の改正前は、必要経費を収入に直結する経費に限っていたものが、改正後は、収入に直結する原価はもち

ろんこと、業務上の費用として広く解釈される。先にも述べた「古い判例」は古い法律に基づいたものであるか、その延長線上に引っ掛かった誤った判例といふべきである。

弁護士会役員の交際費をめぐる攻防

弁護士会の役員としての活動に伴い支出した懇親会等の費用を必要経費や消費税課税仕入として確定申告をしたある弁護士に対して、税務署は平成16年分と17年分について、これらを必要経費に算入することはできないとする更正処分を行ったため、その取消しを求めた裁判で原告敗訴という衝撃的な判決が平成23年8月9日東京地方裁判所で下された。原告は、「弁護士会の活動は弁護士としての業務のために必要不可欠なもので、弁護士の事業活動そのものであるから、所得を生ずべき業務に該当し、一般対応の必要経費について、支出と収入の直接関連性は必要とされていないから、必要経費に該当する」と主張したのであるが、地裁の判断は次のとおりであった。

①一般対応の必要経費について「所得を生ずべき業務について生じた費用である」と規定している(所得税法37条1項)。

「弁護士会の活動が弁護士としての業務のために必要不可欠なもので、弁護士の事業活動そのものであるから、所得を生ずべき業務に該当し、一般対応の必要経費について、支出と収入の直接関連性は必要とされていないから、必要経費に該当する」と主張したのであるが、地裁の判断は次のとおりであった。

正反対の「社会通念」

具体的な表現(要約)を見てみよう。弁護士会の目的や活動内容からすれば、弁護士会役員が、弁護士会の公的行事や関係団体との協議会の後に催される懇親会に出席する費用は、その額が過大でない限り、社会通念上、その役員の業務の遂行上必要な支出であったと解するのが相当である。

この判決を不服として国は最高裁へ控訴したが、確定判決には到っていないが、必要経費について業務との直接的な関係までを求めているという判断は、所得税法37条の条文に合致しており、これは重い判例と言える。「社会通念」という判断基準が地裁と高裁で正反対になっていることは驚きであるが、二つの判決を比較すれば、誰がみても高裁の方が世間常識に適合していると言えるのではないか。

また弁護士会役員が、弁護士会の会議の後や執行部の一員として会の職員や委員を対象に催される懇親会等に出席することは、会務執行の円滑な運営に資するものであり、社会一般でも行われている行事に相当するものである。

判決を参考にしながら、税務署員が否認したくてたまらない経費について考えてみたい。私の体験した税務調査で問題視された支出には①飲食費②ゴルフ費用③旅行費用④贈答品⑤車⑥スポーツクラブのリゾートホテルがある。

業務と家事の区分を明確に

判決を参考にしながら、税務署員が否認したくてたまらない経費について考えてみたい。私の体験した税務調査で問題視された支出には①飲食費②ゴルフ費用③旅行費用④贈答品⑤車⑥スポーツクラブのリゾートホテルがある。

必要であったことを明らかにしておく必要がある。家事と業務で兼用される車については家事関連費の規定に従って計上することが求められる。必要経費に関する判例は数多くあるが、今回取り上げた事例でも分かるように、事業との関連性をいかに狭めて解釈するか、広げるのか、営々と課税当局と納税者との凌ぎ合いは続くであろう。「業務について生じた費用」業務の遂行上必要な費用であることを積極的に主張して、一方的な誤った言いがかりに惑わされないようにしたいものである。

個人情報 流出ストップ!

- カルテ、フロッピー、レントゲンフィルムなど個人情報を処理します。
- カルテシュレッダー処理
 - ※データ処理後の紙については、製紙会社にて最終リサイクルいたします。
- フロッピー焼却
- レントゲンフィルム(銀ナシ)焼却
- レントゲンフィルム(銀含むもの)焼却、買取り致します。
 - ※買取フィルムは、銀相場にて価格変動します。

〈ご相談から処分までお任せを〉

- お問い合わせは、大阪府保険医協同組合 (TEL06-6568-2741、または FAX0120-02-9381・フリーダイヤルで、担当・村上/安場) まで
- ※業者をご紹介、お見積りを提示いたします。
- ※ご必要な場合、データ廃棄証明書を発行させていただきます。